

議案第75号

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成30年清水町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。